第４章

活力がみなぎるまちをつくる

Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る
Ⅱ　にぎわいを生み出す観光の振興を図る

第4章　活力がみなぎるまちをつくる

Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る

1　農林業の振興

(1) 農業の振興

【現状と課題】

本市においては、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業・農村を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

特に、中山間地域における、農業従事者の高齢化や集落の過疎化による耕作放棄地の増加が大きな課題となっています。

今後は、新たな担い手の育成や農業経営者の支援など、ソフト面への取り組みと、農業生産基盤の整備を推し進め、効率的な農業形態への転換を図っていくハード面への取り組みの両面からの見直しが必要とされています。

また、食の安心・安全志向による地産地消へのニーズの高まりから、既存の農産物の生産や販路の拡大、新たな特産品の開発が求められています。

【施策の基本】

生産基盤の整備や経営基盤の強化を図るなど、活力ある農村づくりを推進します。

中山間地域等直接支払交付金制度を活用し、
整備された棚田

【施策の内容】

1．農業生産基盤の整備

●農産物の生産基盤となる農業用施設の整備を計画的に進め、農村地域の活性化につながる農業環境づくりを推進します。

●中山間地域等直接支払交付金制度を活用し、自立的で継続的な農村農業生産活動の体制整備に取り組みます。

●耕作放棄の防止活動、農道・水路の管理活動、農作業の共同化などを集落全体での取り組みを推進します。

●担い手を育成するため、担い手協議会の活動を支援します。

●有害鳥獣の被害防止策を進め、農家の生産意欲の向上に努めます。

2．農業経営基盤の強化

●高齢者などが生産した、現在物流ルートに乗っていない少量作物等をインターネットや直売所等で販売するシステム開発・ルート開拓を行い、農産物生産に生き甲斐を感じてもらうことによる健康の増進と、農地の荒廃防止を図ります。

3．特産品の開発

●地域特産物の生産、販売システムの確立による産地ブランド化と地域資源を活用した事業展開を支援します。

●産直市等を活性化し、地産地消の推進と情報発信を行います。

●学校給食と連携して、地元農産物を子どもたちに供給するなどの地産地消に取り組みます。

美馬市の特産品

(2) 林業の振興

【現状と課題】

市域の約８割を森林が占めているにも関わらず、過疎化・高齢化による担い手不足や後継者不足に伴い、森林の保全管理が困難となっており、循環型の協働社会を担う人材の育成が急がれます。

輸入外材への依存等により国産木材の需要が低迷・減少傾向にある中、木材価格の低下により、林業従事者の経営意欲を減退させているため、木材市場の景気回復が望まれています。

今後は、木材生産コストの低減に向け、林道整備等の生産基盤整備を引き続き推進するとともに、水源かん養や国土の保全、地域温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能の増進を図るための施策が必要です。

また、林道･作業道の整備を進め、産業や生活の基盤の充実を図るとともに、森林セラピーなど森林の多目的な利用を促し、森林への理解を進める必要があります。

【施策の基本】

森林資源の有効活用を促進するとともに、木材生産コスト低減に向け、林道整備等の生産基盤整備事業を推進します。

【施策の内容】

1．林業の振興

●集約化実施計画書に即し、小規模・分散する間伐等の施業地を取りまとめ、一定のまとまりをもった区域内において複数の森林施業を集積して実施することにより、作業の効率化、路網整備の推進を図ります。

●木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、公共建築物等における木材の利用促進を行います。

市産材を使用した江原北小学校の整備

2　商工業の振興

(1) 商業の振興

【現状と課題】

本市の商業は、平成１９年の商店数の調査で、卸売業５４店、小売業４４７店となっており、平成１６年の調査と比較すると卸売業が約１４％の減、小売業が約１０％の減となっています。

この背景には、県道バイパスの開通、大規模店舗の増加や複合型商業施設、飲食チェーン店の進出、コンビニエンスストアの急増等が考えられます。

また、消費者の購買活動の広域化により、平成１９年度における顧客吸引力指数は、飲食料品のみ１００を超えている状況にあり、大規模店舗への顧客の集積により、既存の商店街を訪れる顧客は減少傾向が続いています。

また、既存商店街の後継者不足が今後の商店街再興の課題となっており、諸業者の育成に向けた取り組みが求められています。

【施策の基本】

これまで地域の振興を支えてきた個人商店を守るため、商工会と連携し地域の特性を活かした商店の再復興を進めます。

【施策の内容】

１．地域の特性を活かした商店の活性化

●商工会等と連携しながら、地域資源活用、農商工連携や各種活性化事業に取り組むとともに、個人商店等の経営基盤の強化、ＩＣＴ※化の推進、後継者の育成などに取り組みます。

●超高齢化社会を迎えている中で、地域に根ざした買物弱者への光ファイバー網を活用したサービスを提供するなど市民に利便性に繋がる事業を展開し、魅力ある商店づくりに努めます。

●商工会と連携してプレミアム付商品券発行事業に取り組み、市民の家計への支援や地域経済の活性化を図ります。

※ＩＣＴ：Information and Communication Technolgy の略で、情報通信技術を表す言葉。

(2) 工業の振興

【現状と課題】

本市の工業は、平成１９年の調査で、事業所数が９８となっており、平成１５年の調査と比較すると約１６％の減となっており、また、事業所全体の約６割が従業者数１０人未満の小規模零細企業であり、厳しい経済状況が続く中で、事業所数、従業員数、製造品出荷額とも減少傾向にあります。

工業は、地域の雇用の要でもあり、工業の衰退は、生産年齢人口の流出による少子高齢化に一層拍車をかけることになります。

本市の経済発展に欠くことのできない工業振興をまちづくりの重要課題と捉え、市内事業所への支援や新産業の創出などが求められています。

【施策の基本】

新たな起業への支援や地域資源を活かした工業の振興を図ります。

【施策の内容】

１．地域特性を活かした工業の振興

●国、県、商工会等と連携を図りながら、市内事業所の経営力の強化をはじめ、スモールビジネスなどの起業の融資制度の活用等について支援を行います。

●商工会等との連携を図りながら、農商工連携、地域資源を活かしたものづくり人材の確保と育成に取り組みます。

プレミアム付商品券発行事業
（まほろば商品券）

3　企業立地の促進

(1) 企業誘致、企業支援の推進

【現状と課題】

企業誘致に係る状況については、都道府県も合わせた市町村間の誘致活動は、過熱化を見せ、企業を取り巻く経済情勢も世界同時不況、円高などにより、企業の集積、海外移転などをし、地方への企業誘致は非常に厳しい状況が続いています。

しかしながら、企業誘致は、新たな雇用の創出や産業の高度化を図る上で即効性や波及性に優れている点からも、積極的な情報収集、誘致活動の展開が必要です。

【施策の基本】

企業誘致を積極的に促進し、勤労者の安定的な雇用に努めることにより、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。

【施策の内容】

1．企業誘致活動の推進

●国、県、関連団体との連携・協力体制を強めながら、様々な機会、方法による企業誘致のＰＲ活動を展開します。

●情報収集活動、適地選定などを一元的に行い、誘致活動を効率的に行うための体制を整備します。

●企業の立地意欲を促進するため、企業ニーズにあった人材育成に取り組みます。

2．企業立地支援策の充実

●ふるさと融資制度や美馬市事業所等設置条例などにより、事業所設置に向けての資金援助や奨励措置を行います。

Ⅱ　にぎわいを生み出す観光の振興を図る

1　観光の振興

(1) 観光資源の整備

【現状と課題】

本市には、自然、歴史、スポーツに大別できる観光資源が数多くあり、「うだつの町並み」「穴吹川」「剣山」「寺町」など全国的にも知名度が広がってきています。

近年の高速道路等交通網の整備、料金上限制度の導入などにより、広域観光が増大していますが、美馬市の状況としては依然として通過型、日帰り型の観光形態となっています。

このため、個々の観光資源の特性を活かしながら観光ルートのネットワーク化を図り、滞在型観光につなげることが重要となっています。

これまで観光拠点としての施設整備や、様々なイベントを開催し誘客に取り組んできましたが、今後も観光客受け入れやＰＲ活動を強化し、再訪したいと思える魅力ある観光地づくりに向けての取り組みが必要です。

【施策の基本】

豊かな地域資源を活かした更なる地域主導の観光振興のために必要なデータ収集や調査分析を進めるとともに、観光ビジネスへの展開や担い手の人材育成を行います。

うだつの町並み

穴吹川

【施策の内容】

1．観光資源の整備

●観光地点のネットワーク化を図り、観光ルートの作成、ＰＲ等を積極的に展開します。

●観光資源の特性を発揮し、効果が持続するイベントを今後も展開していきます。

2．観光誘致の推進

●観光客のニーズや動向を把握するため、観光地動態調査を行い、集客要素の充実に向けた的確な対応を図ります。

●旅行会社等との連携を強化し観光客の誘致を進めます。

●県人会、近畿美馬市ふるさと会等の組織の協力を得て、地域縁故者へのＰＲ活動を効果的に行います。

3．広域観光の推進

●県及び関係市町との連携を図りながら、にし阿波観光圏や瀬戸内海周辺観光との連携を進めます。また、中国をはじめ外国人観光客の誘致活動を積極的に行います。

4．観光資源の魅力向上

●市の観光資源である歴史文化遺産と豊かな自然環境が将来にわたり魅力ある観光資源として活用できるよう、市民と関係機関・団体の協力のもと保存・保全を図ります。

●観光資源の魅力アップにつながる市民ボランティア活動等に対し、支援体制を築き、次世代への礎となる人づくり、地域づくりを図ります。

中尾山高原グラススキー場

寺町

(2) 観光サービス業の育成

【現状と課題】

本市が設置した観光宿泊施設として「ブルーヴィラあなぶき」「中尾山高原平成荘」「美村が丘」などがありますが、各施設とも中山間リゾート型の施設であるため、冬期において利用客が減少するなど、厳しい運営状況となっています。

また、それぞれの施設が別々の第三セクターが指定管理者として管理運営をしており、施設間における連携が十分でない状況です。

このようなことから、市観光協会やにし阿波観光圏などの広域的な連携を強めることで、関連施設の活用による相乗効果や、宣伝活動を組織的、広域的に進め更なる誘客を図る必要があります。

【施策の基本】

観光振興を図るための人材育成や観光に関わる各種産業、地域組織、行政等の連携により観光ビジネスの展開に取り組みます。

【施策の内容】

1．市観光協会等との連携

●市内外で行われる各種観光振興イベント・地域振興イベントを通して、関係団体との連携を深めるとともに、観光ブランド力の向上に向けて取り組み、本市の歴史・文化・自然の特色を活かしたまちづくり・ひとづくりを推進します。

2．第三セクター等の経営改善

●経営体質、意識の改革、財務状況の改善等について積極的に指導を行うとともに、三セク会社の統合等についても検討を進め、地域に必要不可欠で愛され、自立できる施設運営を図ります。

ブルーヴィラあなぶき

第５章

人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

Ⅰ　都市間交流の促進を図る
Ⅱ　美馬文化を継承・創造する

第5章　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

Ⅰ　都市間交流の促進を図る

1　都市間交流と連携の促進

(1) 広域交流の促進

【現状と課題】

県西部圏域での交流媒体としては、県西部総合県民局の主催する諸会議等がありますが、さらに広域での交流を追及すると、例えば香川、愛媛、高知などの県外地域との交流媒体が存在しないので、更なる交流を広げることが難しい状況です。

本市では、都市間交流の展開として、近畿美馬市ふるさと会事業を行っており、定期総会や体験交流ツアーなどを通じ、人・もの・情報の交流を行っておりますが、役員レベルや一定の会員との交流が主となっており、会員全体の盛り上がりとなっていないのが現状です。

また、歴史的な絆などにより提携された姉妹（友好）都市交流も進めていますが、今後はこうした交流を儀礼的な友好親善を目的とするものにとどめず、人的交流、文化交流、さらには、技術・経済交流といった共通の目的を持った相互協力にまで発展させていくことが必要です。

【施策の基本】

県西部圏域の交流拠点としての取り組みを強化し、近畿美馬市ふるさと会等の友好事業を積極的に行います。

【施策の内容】

1．広域交流の推進

●県西部圏域の観光・文化などを中心とした、合同のイベント等を開催し、県外にも呼びかけ参加を募るなどの方法を検討します。

2．友好事業の展開

●近畿美馬市ふるさと会会員の拡大と交流事業の充実を図り、本市への協力につながるよう、工夫したイベント等の実施や本市をＰＲできる組織づくりの構築を図ります。

● ７７７ 事業をきっかけとして始まった全国の交流を大切にし、本市が第２のふるさととして位置づけが可能となるような取り組みを進めます。

３．姉妹（友好）都市交流の推進

●歴史、文化、産業等の類似性を考慮し、多方面での交流を関係機関と連携し進めます。

にし阿波アウトドアフェスタ（四国三郎の郷）

近畿美馬市ふるさと会交流会（木屋平：環境配慮の森）

(2) 移住・定住の促進

【現状と課題】

本市では近年、少子化や働く場の減少、都市部への転出等で、人口の減少が続き、活力ある地域社会の創造をますます困難にさせており、特に中山間地域での過疎化、少子化は著しく、後継者不足につながり、空き家や遊休農地の増加は深刻な状況となっています。

また市街地でも、大型店舗の出店による既存商店街の空き店舗の増加、また空き家が目立ってきており、人口減少の悪循環の要因となっています。

このような状況の転換を図るため、これまでも企業誘致や若者定住団地等の定住環境促進の整備に取り組んできましたが、人口の減少をくい止めるには至っていません。

このような中で、団塊世代の大量退職を迎え、故郷での生活、地方でのスローライフ、第２の人生を新たな場所でという志向が非常に高まっており、その思いに対応するために、都市部からの移住や交流促進を図るための取り組みが求められています。

若年層の転出抑制策とも併せ、地域のストックの積極的な活用など、ＵＪＩターン者の受け入れ体制の整備を図っていくことが重要となっています。

【施策の基本】

移住交流の総合的な窓口となる「美馬市移住交流センター」の活用と、移住者および移住希望者からの相談や問い合わせについては、地域定住アドバイザーが地域の情報提供やアドバイスをきめ細やかに行います。

【施策の内容】

1．移住・定住の誘導

- ●若年層が定住しやすい環境、定住を促す環境をつくるため、他の施策との連携を図りながら、移住・定住支援、促進策を進めます。
- ●移住交流センターを最大限活用し、移住希望者への相談やサポートを、行政・民間・住民が一体となって行います。
- ●市ホームページや民間ホームページや各種紙媒体を活用し、移住促進に向けた情報発信を行います。
- ●近畿美馬市ふるさと会や様々な市外の団体等との積極的な交流を行い、移住促進を行います。

2　国際交流の推進

(1) 国際交流の推進

【現状と課題】

本市では、毎年外国人研修生等の在住外国人が増加していますが、市民や市内に在住の外国人には、まだ国際交流員の活動がよく知られていないのが現状です。

このような中で、本市としては国際交流員の役割をなお一層周知して、在住外国人と共存できる社会環境の整備を図るとともに、市民の皆さんとの交流を進めていかなくてはなりません。

また、美馬市日本中国友好協会や関係団体などと連携し、国際友好都市である中国大理市との友好親善交流を積極的に展開し、市民レベルでの交流を深めることにより、国際化社会に対応できる人づくりや、まちづくりを進めていく必要があります。

【施策の基本】

市民レベルでの国際交流・国際協力を推進するため、在住外国人への支援や国際交流員を招いて、文化活動や在住外国人の生活支援活動に取り組みます。

【施策の内容】

1．在住外国人の生活支援

●国際交流員を通じ、日本語指導教室を行うとともに、外国語による生活情報冊子を作成し、在住外国人が住みやすい環境づくりを進めます。

2．国際交流員の活動の紹介

●ＣＡＴＶ（自主放送チャンネル）や広報紙で国際交流員の活動を紹介し、国際交流員への理解を深めます。

3．国際交流の推進

●外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）を継続的に実施し、外国の文化や価値観にふれる機会を提供し、豊かな人づくりを推進します。

●美馬市日本中国友好協会や関係団体と連携し、国際友好都市である中国大理市との友好親善を積極的に推進します。

Ⅱ　美馬文化を継承・創造する

1　歴史・伝統の継承と保護

(1) 伝統文化の振興

【現状と課題】

本市の伝統文化は、それぞれの地域の自然環境、歴史的経緯、生業、生活様式の中で育まれ、今日まで残されてきた市の歴史・文化を象徴する重要な文化財のひとつです。

しかし、伝統文化は風習や特定の技術など、無形のものが多く生活様式や地域社会の構造が変化した今日では保存・継承が困難となっています。そのため、市としてもこれらの伝統文化の保存・継承に積極的に取り組むことが重要です。

【施策の基本】

市民の伝統文化に対する理解を促し、郷土の特色ある歴史や文化の伝承を図ります。

【施策の内容】

1．伝統文化の継承と保護

●市内に残る各種伝統文化についての調査を行い、文化財保護審議会の指導を受けながら、重要なものについては文化財指定などによる保護を検討します。

●伝統文化の公開の機会を増やすとともに、映像記録などによる記録保存を図ります。

●様々な補助事業を活用し、子どもたちが伝統文化を体験できる機会の確保に努めます。

子ども能楽教室

(2) 文化財等の保護、保存

【現状と課題】

本市は歴史・自然の豊かな地域であり、歴史的遺産としては、国史跡の段の塚穴、郡里廃寺跡、国重要文化財の旧長岡家住宅、三木家住宅、国選定重要伝統的建造物群保存地区の脇町南町伝統的建造物群保存地区などがあり、自然遺産としては、剣山、吉野川、穴吹川などが存在します。

これらの歴史・文化を象徴する文化財を後世に残していくため、市民の理解を得て、市民と協働しながら、積極的な保護活動を行っていく必要があります。

【施策の基本】

本市の文化を象徴する文化財の保護・保存・整備に努め、市民生活向上のための活用を図ります。

【施策の内容】

1．文化財の保護

●国史跡など指定地公有化を図り、保存・管理に努めます。また周辺に所在する各種文化財と一体的な活用方策を検討し、史跡の教育・文化面での活用の向上に努めます。

●緊急性などを考慮しながら、計画的に伝統的建造物の保存修理を進め、歴史的環境・景観の保護に努めます。また、町並み保存会と連携し、伝統的建造物群保存地区の保護に関する啓発に努めます。

●埋蔵文化財分布状況把握、範囲・制度の周知の徹底、保存が危惧される遺跡についての積極的な調査を行い、埋蔵文化財の保護を図ります。

●専門家の指導を受けながら、適切な保護に努めます。また、広報紙、ホームページ等を活用し、市内の天然記念物の紹介を行うなど、周知・活用に努めます。

郡里廃寺跡発掘調査

2　芸術・文化の振興

(1) 芸術・文化の振興

【現状と課題】

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、心の豊かさやゆとりのある生活を育む原動力として、また、地域の個性・独自性を生み出す重要な要素として、文化に対する関心がますます高まってきています。

こうした中、本市では、公民館活動・教育集会所事業の各教室での活動・市文化協会の活動・市民参加型の文化祭の開催などにより、芸術・文化活動の振興に努めています。

今後さらに、こうした文化活動が市民の日常生活に根づき、生きがいづくりとなり、より多彩な活動へと発展させていくために、様々な活動を積極的に進める人材の確保や活動の拠点となる文化施設等の環境整備が必要です。

また、これまでに培われてきた美馬市域の歴史や文化などを市民に周知し、これらの保護・継承に対する市民の意識を高めていくことが重要になってきています。

【施策の基本】

市民が優れた芸術・文化にふれる機会を充実するとともに、市民主体の芸術・文化活動の振興を図り、文化の香り高いまちづくりを進めます。

【施策の内容】

1．文化活動の推進

●地域住民の文化活動への参加を促し、地域文化の交流と発展を図るため、多くの市民が積極的に参加できる文化祭などの充実を図ります。

●市民に文化活動の成果を発表する場や優れた芸術等に触れる機会を提供することにより、市民の自主的な文化活動への参画を図ります。

●市文化協会を中心に、各団体が連携を取り、地域に根ざした魅力ある文化活動を進めます。

●市域の歴史・民俗・文化などを市民に紹介し、これらに対する市民の意識を高め、保護・継承へとつなげていきます。

●市民が、文化活動に気軽に利用できる施設の整備充実に努めます。

第６章

市民と行政による共創・協働のまちをつくる

Ⅰ　市民と共創・協働によるまちづくりを推進する
Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する

第6章　市民と行政による共創・協働のまちをつくる

Ⅰ　市民との共創･協働によるまちづくりを推進する

1　市民の主体的な地域づくりの推進

(1) 地域コミュニティ活動の支援

【現状と課題】

近年の生活様式や個人意識の多様化、そして少子高齢化・若者の地方離れは、地域コミュニティへの参加意識の低下や人間関係の希薄化を招いており、地域における市民相互の交流や連帯感は、以前に比べて弱くなってきています。

本市には、地域コミュニティとして３３５の自治会があり、またその自治会が基礎となり２つ以上が連携し連合自治会を１９形成しており、自主防災組織活動やボランティア活動を進めています。しかし、特に山間地では、高齢化や過疎化が急激に進んでおり、限界集落の増加や自治会活動が困難な状況が目立ってきています。

こうした中で、市民自らが身近な課題を解決するため、従来のコミュニティ活動に加え、連合自治会、ボランティア、ＮＰＯなど、新たな活動団体の必要性が出てきており、より多くの人々の参画や連携によって活動の輪を広げていくことが重要です。

本市においても、ＮＰＯやボランティア団体等は、まちづくりの推進や福祉の増進等、様々な分野で活動しています。このような、市民の自主的かつ主体的な活動と行政が連携、連帯を強め、魅力ある地域づくりを実践し、それぞれの特色を持った各地域の今後の振興や課題の解決に向けた取り組みを進めることで、市全体の発展と一体感の醸成につなげていかなければなりません。

【施策の基本】

人と人とのつながりを大切にし、多くの市民が連帯感を強め自治会活動やコミュニティ活動を行うことができるよう、市民活動を支援します。

【施策の内容】

1．自治会活動の活性化

●自治会及び連合自治会の活動を支援します。
●自治会活動のリーダー育成や、自治会間の連携を図ります。
●活動の広域化や活性化を図るため、自治会組織の再編を推進します。
●自治会による自主防災組織の結成の促進と、活動の推進を図ります。

2．ＮＰＯ活動の支援

●市民ＮＰＯの設立を推進します。
●活動の支援を行います。
●各種団体との連携を図るため、連絡調整等の支援を行います。

3．地域コミュニティの支援

●各種助成事業を活用し、地域コミュニティ事業の支援を行います。
●限定された地域だけでなく、広域的な地域コミュニティが主体的にできるような支援を行います。
●地域独自で考えつくりあげるまちづくりの支援を行います。

地域活性化事業

地域活性化事業

2　市民参画の推進

(1) 市民参画の推進

【現状と課題】

地方分権から地方主権への転換のなかで、過疎や高齢化、少子化に伴う様々な課題の解決に向けて、市民が自らの暮らす地域に対する責任を持つことが重要となっています。

そのため、市民、行政、それぞれが主体的に役割を果たし、補完しあいながら、市全体を構成していくことが求められています。

自治会・ボランティア団体・ＮＰＯ等の組織や団体間での一部の連携は図れているものの、組織や団体間の目的の違い等も存在しており、市内全域での連携や連帯は十分でないことから、今後に向けて行政と一体となったまちづくり活動の促進が必要となっています。

【施策の基本】

共創・協働のまちづくりを推進するため、市民の主体的な提案や具体的な取り組みを実現するための仕組みづくりを進めます。

【施策の内容】

1．共創・協働の仕組みの充実

●各種計画等の策定や、まちづくり課題の検討の場へ公募委員の登用、また出前講座や市民ワークショップ※の開催、パブリックコメント※、アンケート調査などの実施により、施策立案や意思決定段階での市民参画の機会を充実します。

●広報紙やホームページ、自主放送番組「広報みまＴＶ」をはじめとした多様なメディアの活用により、効果的で迅速な行政情報の提供に努めます。

●自治会などによる地域組織や、ボランティアやＮＰＯなどによる市民活動団体との連携体制を構築し、それらの活動を支援しつつ、行政とのパートナーシップによるまちづくり活動を促進します。

※ワークショップ：地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりの方法。全国で、この手法により公園やコミュニティーセンターなど住民参加型のまちづくりが頻繁に行われている。

※パブリックコメント：行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

3　情報通信基盤の整備

(1) 地域情報化基盤の整備

【現状と課題】

情報通信基盤整備事業は平成２０年度に完了しましたが、平成２１年度以降に美馬市へ転入されてきた方への対応としては、光電変換装置（ＯＮＵ）と音声告知放送端末を特例措置として貸与することとしており、必要となる機器の台数を確保する必要があります。

【施策の基本】

音声告知放送端末などの確保と通信インフラの充実を進めます。

【施策の内容】

1．情報通信サービスの充実

●音声告知放送端末機などを確保し、転入者への対応をはかりつつ、情報通信基盤である情報通信ネットワーク施設の安定運用をＩＲＵ※事業者と連携強化しながら進めていきます。

地域情報化基盤の整備

※ＩＲＵ：Indefeasible Right of User （回線長期使用権）の略で、光ファイバーなど電気通信設備を 長期安定的に使用できる権利のこと。

(2)　ＩＣＴの普及・啓発

【現状と課題】

情報ネットワークの様々な利活用シーンのアイディアを行政や市民がともに出しあいながら地域の活性化に結びつけていくため、地域ＩＣＴ利活用推進委員会を設立しましたが、現状としては行政主導によるＩＣＴ利活用施策が多くを占めています。今後はＮＰＯや商工会など民間団体を含めた様々な利活用を検討していく必要があります。

【施策の基本】

高齢者見守り支援や健康管理サービスの拡大に努めるとともに、市民ニーズを把握できるような情報ツールやネットワークのあり方について検討します。

【施策の内容】

1．ＩＣＴの活用

●高齢者の見守り支援や健康管理サービスの拡大に努めるとともに、新たなＩＣＴ利活用施策を検討していきます。

ＩＣＴ利活用による健康管理支援サービス

4　提供情報の充実

(1) 情報公開制度の充実

【現状と課題】

市民に対する市政の説明責任を果たすとともに透明性の高い開かれた市政の実現を図り、積極的な市民参加によるまちづくりを推進するために、市民が必要とする行政情報を積極的に公表、公開していくことが求められています。

このため、本市では、美馬市情報公開条例を平成１８年４月に施行し、市が保有する公文書を適切に公開し、また美馬市個人情報保護条例を同年４月に施行し、個人情報の適正な取扱いの確保に努めているところです。

今後は、情報公開制度のさらなる積極的な運用を推進するため、市が保有する行政情報に関し、その提供の充実を図るとともに、個人情報保護制度については、適正な取扱いを確保するため、職員の教育・啓発を図り、個人情報の扱いに最大限の注意を払いつつ個人情報を保護することが重要となっています。

【施策の基本】

市民から信頼される開かれた行政を実現させるため、情報公開制度の充実を図ります。

【施策の内容】

１．情報公開制度及び個人情報保護制度の積極的運用

●情報公開及び個人情報の開示等の請求による文書の公開等については、迅速かつ正確性のある制度運用を実施します。

●情報公開制度のさらなる推進を図るため、情報提供の充実に関する施策に努めます。

●情報公開・個人情報保護に対する職員意識の向上を目指し、教育・啓発を実施します。

●情報公開の一層の迅速化を図り、正確性を期するため、公文書及び個人情報の適正な管理及び総合的な文書管理システムの導入に努めます。

(2) 広報広聴活動の充実

【現状と課題】

本市では市政情報の発信方法として、毎月発行している広報紙「広報みま」とＣＡＴＶ（自主放送チャンネル）「広報みまＴＶ」などがあります。

「広報みま」については、情報発信ツールの多様化と拡大が実現でき、さらには機構改革によって情報発信事務が一つの課に集約されることとなり、対住民の窓口として一本化され発信すべき情報の共有化もしやすくなっています。しかしながら、提供する記事自体は各課で作成されるものであることから、職員全体のスキルアップによる簡潔で分かりやすい記事づくりが求められます。

また、「広報みまＴＶ」については、テレビ番組による情報発信は何より即時性が高いため、住民にとって分かりやすく、見やすく、親しまれる番組づくりを行うことができれば、広報紙からの重点シフトによってスリム化などにもつながることが期待されます。

市民と行政が共創、協働でまちづくりを進めるためには、日ごろから市政に関する情報を分かりやすく、市民に伝えることが必要です。そのため、本市では、「出前座談会」を実施しており、広報紙・ホームページを通じて、市民の方へお知らせをしていますが、まだ、申し込みが少ない状況であり、今後なお一層の周知が必要となっています。

また、市民から出された意見の担当課へのフィードバックや、より効果的な活用方法を検討していく必要があります。

【施策の基本】

市民の生活に役立つ行政情報の提供のためにより分かりやすく内容のある広報紙・広報番組の充実と、市民意見の聴取に努めます。

【施策の内容】

1．広報活動の充実

●ホームページ記事と連動して文字情報と画像データを放送する文字放送については、容易に作成することができ、また、リアルタイムに放送できるコンテンツであるため、職員全体に活用推進を図ります。

●自主制作番組を「広報みまＴＶ」として月１回更新で制作・放映していますが、２、３本程度の特別番組なども作成するなど番組の豊富化を実現します。

2．広聴活動の充実

●広報紙・ホームページを通じて「出前座談会」の存在をより多くの市民の方に知っていただきます。

●市役所内部への周知も徹底し、「出前座談会」の内容の充実を図ります。

Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する

1　効果的・効率的な行財政運営の推進

(1) 効果的・効率的な行財政運営の推進

【現状と課題】

＜行政＞

地方分権が進展するなか、地域に密着した地方自治体においては、その権限と責任が拡大し、限られた財源や人材を最大限に活かした効果的・効率的な行財政運営が求められています。

また、少子・高齢化、高度情報化等の社会経済情勢の変化に適切に対応し、多様化、高度化する市民ニーズに機動的、弾力的に応えていくためには、簡素で効率的な行政体制を実現することが重要な課題です。

このような状況を踏まえて、計画的で合理的な施策・事業の推進、組織・機構の活性化、職員の意識改革や能力向上などに取り組んでいくことが重要です。

＜財政＞

「財政健全化目標」に対する平成２１年度末の財政状況は次のとおりです。資金収支（実質単年度収支）は黒字を維持していますが、平成２７年度以降の普通交付税逓減を踏まえると、財政調整基金残高も十分とは言えず、実質公債費比率についても目標値を４．０ポイント上回っています。

(1) 実質単年度収支
　１９年度：１５，３８１千円の黒字
　２０年度：５０７，３６３千円の黒字
　２１年度：５６８，９９１千円の黒字
(2) 財政調整基金年度末残高
　１２億円（２１年度末）
(3) 実質公債費比率（単年度）
　１４．０％

本市の財政構造は歳入を地方交付税に大きく依存する一方、歳出面では経常収支比率が９０．８％（平成２１年度）と高く硬直した構造となっています。このため、引き続き「財政健全化目標」達成に向け、計画的な財政運営に取り組む必要があります。

【施策の基本】

事務事業評価を継続して実施することで、事業の本質を明らかにし、再編・整理、廃止・統合など効果的・効率的な事務事業を遂行します。

また、中・長期的に持続する財政運営の実現に向け、市民の暮らし・活動への影響に配慮しながら、歳出削減と将来にわたり安定的な財政運営を行うための財政分析を進めます。

【施策の内容】

1．行政運営の効率化

●事務事業評価の実施により、効果的・効率的に事務事業を遂行するとともに、併せて事務事業の再編・整理、廃止・統合に努めます。

●経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減及び合理化に努めます。

2．財政運営の健全化

●計画的な財政運営を進めるために次の方策を講じます。

(1)「財政健全化目標」の達成度を毎年度決算と同時期に広報紙等で公表し、財政運営の透明度を高めます。

(2) 本市財政の状況をより多面的に把握するため、財務４表を用いた財政分析をすすめます。

(3) 老朽化した公共施設の改修･修繕または更新に要する経費を的確に把握しなければなりません。また、今後の人口減少や高齢化の進展を踏まえ、公共施設を計画的に再編する必要があります。

●市内各公共（公用）施設の現状を調査し、「公共施設の再編整備に関する基本方針」を定めるとともに、財源を見据えた実施計画を策定します。

美馬市役所

2　広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

【現状と課題】

本市は現在、つるぎ町と、ごみやし尿、消防・救急業務、火葬業務、学校給食業務などの共同処理を行っていますが、こうした一部事務組合のあり方については、平成２０年１２月に、つるぎ町と中間確認書を交わし、一定の方向付けを行いました。

今後はこの方針に基づき、継続した議論を進め、組織の見直しを行っていく必要があります。

【施策の基本】

中間確認書に基づき、より有益な広域行政を進めるため、一部事務組合の見直しなどを行います。

【施策の内容】

１．一部事務組合の見直し

●多様化・複雑化する市民ニーズに対するため、広域行政の必要性、一部事務組合の効率性・妥当性・採算性などを重視した上での議論を行い見直を行います。

２．関係機関との連携の強化

●国・県・関係機関との連携を強化し、有益な広域行政を進めていきます。

資　料

● 後期基本計画　審議等の経過

日　　時	会議名等	内　　容
平成２２年 １２月１３日		美馬市長から美馬市総合計画審議会へ 後期基本計画案の諮問
１２月１３日	第１回審議会	後期基本計画案の諮問・審議 前期基本計画の取り組み状況 第１章
平成２３年 ２月 ２日	第２回審議会	後期基本計画案の審議 第２章から第６章
２月１４日～ ３月１５日	パブリックコメントの実施	意見件数　　１７件
３月２２日	第３回審議会	後期基本計画案の審議 答申についてまとめ
３月２８日		美馬市総合計画審議会から市長へ 後期基本計画案の答申

● 諮　問

美総第４７４号
平成２２年１２月１３日

美馬市総合計画審議会会長　様

美馬市長　　牧　田　　久

美馬市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

美馬市総合計画後期基本計画の策定にあたり、美馬市総合計画審議会条例第２条の規定により、後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

●答　申

平成２３年3月２８日

美馬市長　　牧　田　　久　　殿

美馬市総合計画審議会
会　長　　近藤　光男

美馬市総合計画後期基本計画について（答申）

平成２２年１２月１３日付け美総第４７４号で諮問のありました美馬市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、その内容については概ね適切なものと認めます。

なお、審議の過程において次のとおり意見がありましたので、その趣旨ができる限り反映されることを望みます。

美馬市総合計画後期基本計画（案）についての意見

１．文章全般について、市民に分かりやすい表現となるよう工夫するとともに、適宜、用語解説を加えること。

２．実施計画に反映していくために、施策の内容を市民に分かりやすいものとなるよう表現方法を工夫すること。

● 美馬市総合計画審議会委員名簿

No.	氏　名	所　　属　　等	役職等	摘　要
1	近藤　光男	徳島大学		学識経験者
2	山本　　準	鳴門教育大学		〃
3	住友　一郎	美馬市自治会連絡協議会		各種団体
4	廣川　雅英	美馬青年会議所		〃
5	藤田　育美	美馬市連合婦人会		〃
6	尾方　　巧	美馬市社会福祉協議会		〃
7	佐藤　嘉男	美馬市民生委員児童委員協議会		〃
8	谷口　博美	美馬市医師会		〃
9	小田　一夫	美馬市商工会		〃
10	尾形　英雄	美馬農業協同組合		〃
11	西　　正二	美馬森林組合		〃
12	佐藤　一夫	美馬市文化協会		〃
13	中川　達雄	美馬市人権教育推進協議会		〃
14	南　　邦明	美馬市体育協会		〃
15	吉本　卓司			一般公募
16	先山　英毅			〃

● 美馬市総合計画後期基本計画策定にかかるパブリックコメント（市民意見公募）結果

意見募集期間　　平成２３年２月１４日（月）～３月１５日（火）
応募意見状況　　意見件数１７件
意見等の反映状況

意見等がすでに反映されているもの　　８件
意見等を今後の参考とするもの　　８件
意見等を反映する見込みのないもの　　１件

美馬市総合計画　後期基本計画

美馬市役所
〒777－8577　徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地五番地
TEL 0883-52-1212　FAX 0883-53-9919
ＨＰ　http://www.city.mima.lg.jp

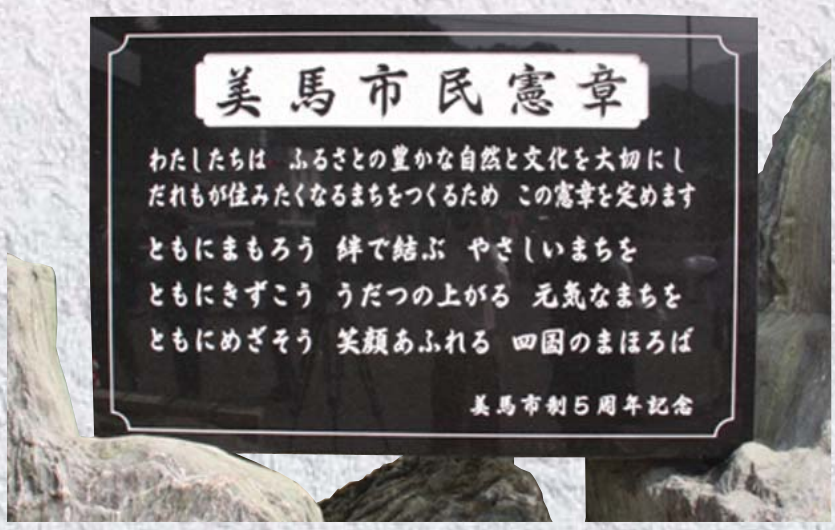

四国のまほろば　美馬市

美馬市総合計画　後期基本計画